

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

August 2021



EY Taiwan

JBS NEWS LETTER

- August 2021 -

日系企業から多く頂くご質問
～法人所得税編Part1～



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

今回は、法人所得税に関して、日系企業から問い合わせの多い事項より、さらに台湾税務当局から注意喚起されている事項を加味し、Q&A形式で解説します。日系企業に共通するご質問は多く、同じ悩みや疑問を抱えるケースもあると思います。今回の内容に、これまで気づかなかった事項もあるかもしれません。ご参考になれば幸いです。

▶ 今回お伝えしたいポイント

<貸倒引当金と貸倒損失>

- ▶ 回収が難しい売上債権に対する貸倒引当金の税務上の損金算入ポイント
- ▶ さらに回収が難航した場合や先方が破産した場合など、貸倒損失の損金算入ポイント

<支払手数料・コミッション>

- ▶ 支払手数料・コミッションの損金算入のポイント

<交際費>

- ▶ 台湾における交際費の損金算入限度額
- ▶ 交際費か広告宣伝費か

貸倒引当金と貸倒損失

Q

貸倒引当金に関するご質問

1-1

コロナウィルスの影響で業績が悪化してしまった得意先がいます。売掛債権がありますが、回収期限を相当期間経過しても回収できない状況が続いたため、会計上、全額貸倒引当金を計上しました。税務上も全額損金として処理できるのでしょうか。

A

貸倒引当金の繰入費用については、税務上は損金の計上限度額があります。当該計上限度額以内で損金計上することになります。

税務上の貸倒引当金計上限度額のポイント

貸倒引当金の 計上対象

- ▶ 金融業者を除く、一般の会社の貸倒引当金の計上対象となる債権は、売掛金と受取手形のみ
- ▶ 金融業者は、債権残高の全てが対象

引当率

- ▶ 対象債権残高の「1%」
- ▶ 実際に発生した貸倒実績率が1%を超える場合、過去3年間の税務上の貸倒実績率によることもできる。
- ▶ 引当率による一般引当のみで、個別引当はない。

Q

貸倒引当金に関するご質問

1-2

当該売掛債権の相手先が倒産をしたとの連絡が入りました。会計上、貸倒損失を計上しますが、税務申告上も貸倒損失として処理可能でしょうか。

A

貸倒損失についても、税務上の計上時期にかかる規定があります。当該計上すべき時期に必要なエビデンスをもって計上する必要があります。

(次ページに続きます)

貸倒引当金と貸倒損失

(前ページより)

税務上の貸倒損失の計上ポイント

貸倒損失の 計上対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 債権残高の全てが対象
計上時期	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 貸倒として認められる状況が限定されている。 ▶ 発生した状況によって用意すべき書類が異なり、当該書類の日付をもって、損金算入日となる。

税務上の貸倒損失の計上ポイント

貸倒の状況	用意すべき書類
① 倒産、行方不明	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内債務者: 倒産または行方不明以前の住所が明記され、かつ行方不明のため返送された<u>当該内容証明郵便</u> ▶ 海外債務者: 債務者所在地の主管機関が発行した債務者の倒産または行方不明以前の住所に関する証明書を取得し、現地の在外公館または貿易機構の証明を得ること ▶ 中国大陸債務者: 債務者所在地の主管機関が発行した債務者の倒産または行方不明以前の住所に関する証明書を取得し、行政院大陸委員会の委託を受けた台湾地区と大陸地区の人民往来事務の機構または団体の証明を得ること
② 和解	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>裁判所での和解</u>: 和解記録または裁定書正本 ▶ 商業組合、工業組合での和解: 和解記録
③ 破産	裁判所の <u>裁定書正本</u>
④ 裁判所への強制執行申請	裁判所の発行した債権に関する証憑
⑤ <u>入金予定日の翌日から2年を超過した債権</u>	営利事業者の住所が明記されている <u>内容証明郵便</u> および債務者の <u>当該内容証明郵便の受領書</u> (書留封筒を保管)
⑥ 外国法令による清算	外国法令規定により清算完了を証明する関係書類、および現地の在外公館または貿易機構の証明を得ること

その他の詳細については、所得税法第49条、営利事業所得税審査準則第94条、および台財税字第09800646060号解釈令などを参照。

支払手数料・コミッショナ

Q

支払手数料・コミッショナに関するご質問

当社は、新たにA社からの受注を受けるために、Z社に支払手数料・コミッショナを払うことになりました。税務上、注意するべき事項があれば教えて下さい。

A

支払手数料・コミッショナについては、特に、取引の仲介事実を証明できるものか、台湾において源泉徴収すべきものでないか、および料率が高い場合にそれを合理的に証明できるか、について注意する必要があります。

税務上の支払手数料・コミッショナの計上ポイント

支払手数料は、営利事業所得税審査準則92条に規定されています。特に留意すべき点は、以下の点が挙げられます。

- 取引の仲介事実を証明できるものか

▶ 支払手数料は、提示された契約、または取引の仲介の事実に関連する証明資料に基づいて、その実際発生額が税務上の損金として認定される。

- 源泉徴収するものではないか

▶ 支払手数料の支払について源泉徴収すべきものを源泉徴収しなかった場合、源泉徴収義務違反の罰則がある。

- 料率が5%を超える場合、それを合理的に証明できるか

▶ 輸出手数料が輸出貨物代金の5%を超える場合、規定の関連証憑を取得した上で、合理的な理由と証明書を提出し、税務当局に事実と合致すると認められた場合に損金算入できる。



留意点

支払手数料、コミッショナについては、税務当局からの指摘が多い事項となります。営利事業所得税審査準則92条には、上記の他、例えば国内事業者への支払いの場合は統一発票を証憑とすべきなど、証憑に関する規定も規定されており、エビデンスをもって説明ができるようにしておく必要があります。

交際費

Q

交際費に関するご質問

台湾では、交際費について税務上の損金限度額があるのでしょうか。限度額がある場合、他の科目との分類で注意すべき点を教えて下さい。

A

台湾では、事業規模に応じて計算される交際費の損金算入限度額があります。また、広告宣伝費などの科目との使い分けについては、税務当局からの指摘が多く、計上科目については注意喚起がなされています。

交際費の定義・ポイント

支払手数料は、営利事業所得税審査準則92条に規定されています。特に留意すべき点は、以下の点が挙げられます。

- ▶ 事業と関連する食事費用および接待費用(旅費の支払および物品の贈呈なども含まれる)
- ▶ 損金算入額には限度があり、下記1-5の項目でそれぞれで計算した合計額が限度額となる
- ▶ 会計士の税務監査を受けている場合、損金算入限度額は大きくなる

単位:新台幣元

限度額算出のための各項目	会計士 監査済みの場合	一般申告の場合
1) 仕入金額 30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001~600,000,000元 600,000,001元以上	2/1000 1.5/1000 1/1000 0.5/1000	1.5/1000 1/1000 0.5/1000 0.25/1000
2) 売上金額 30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001~600,000,000元 600,000,001元以上	6/1000 4/1000 3/1000 1.5/1000	4.5/1000 3/1000 2/1000 1/1000
3) 運送収入 30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001元以上	7/1000 6/1000 5/1000	6/1000 5/1000 4/1000
4) 役務収入(役務提供または信用供与によるもの、宿泊業、リース業を含む) 9,000,000元以下 9,000,001~45,000,000元 45,000,001元以上	12/1000 8/1000 6/1000	10/1000 6/1000 4/1000
5) 輸出業務により外国為替収入を取得しているものは、上記限度額の枠の他に、当該年度の輸出外国為替収入総額の2%を特別交際費として損金算入が可能		

(次ページに続きます)

交際費

(前ページより)

交際費限度額の算出例

例) 売上4億の他、役務収入は3千万、仕入額は2億である。会計士による税務監査を受けている。

単位:新台幣元

事業規模	計算範囲	計算率	計算額
仕入 200,000,000	30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001~200,000,000元	2/1000 1.5/1000 1/1000	60,000 180,000 50,000
		計	290,000
売上 400,000,000	30,000,000元以下 30,000,001~150,000,000元 150,000,001~400,000,000元	6/1000 4/1000 3/1000	180,000 480,000 750,000
		計	1,410,000
役務収入 30,000,000	9,000,000元以下 9,000,001~30,000,000元	7/1000 6/1000	108,000 168,000
		計	276,000

算定限度額

1,976,000

交際費と広告宣伝費の共通点・相違点、および留意点



共通点

- ▶ 交際費および広告宣伝費は、ともに業務を推進するために支払う費用である。



相違点

- ▶ 交際費と広告宣伝費の区分については、交際費は営利事業者が営利事業の周辺利益の獲得環境を作り上げる、または改善し、企業と良好な関係を築くため、特定の相手のために支払う費用である。
- ▶ 他方、広告宣伝費は、営利事業者が自身および商品のイメージを築くため、不特定の相手のために支払う費用である。



留意点

- ▶ 本来交際費に計上すべき費用があった場合、結果的に交際費の損金限度額を超過し、損金処理が否認され、追徴課税されるケースがある。
- ▶ 交際費または広告宣伝費を区別して申告する必要があり、上記の支出の性質に基づき、交際費については、誤って広告宣伝費として申告しないよう留意が必要である。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

企業稅務サービス

劉蕙雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 88870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2757 8888 88872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2757 8888 88875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2757 8888 88873
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師
02 2757 8888 88876
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 238 0011 88990
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監
02 2757 8888 67151
kelvin.tsao@tw.ey.com

監查サービス
涂嘉玲 審計服務部營運長
02 2757 8888 88810
lin.tu@tw.ey.com

張志銘 執業會計師
02 2757 8888 88882
steven.chang@tw.ey.com

JBS

清本雅哉 副總經理
02 2757 8888 # 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所および財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14006024
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

